

令和6年第2回つくば市議会定例会令和7年1月緊急会議提出案件一覧

・報告1件 ・議案1件 計2件

【報告1件】

案件名	概要	所管課
報告第47号 専決処分事項の報告について (専決処分第34号 損害賠償額の決定及び和解について) 地方自治法第180条第1項 令和7年1月7日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(道路管理上の瑕疵に係る事故) 相手方がつくば市道1023号線を東に向かって走行中、道路の舗装が剥がれていたため、車両左側後輪のホイールを損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 6,105円	建設部 道路管理課

【議案1件】

案件名	概 要	所管課												
<p>議案第79号 つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>人事院勧告（令和6年8月8日付け）を受け、国家公務員の給与法が改正されたことを踏まえ、国家公務員に準拠し、給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数、扶養手当等を改めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の月例給の改定 令和6年4月から、初任給及び全体の給料月額を上げる（平均改定率3.84%）。 ・一般職賞与の改定 令和6年12月期から、期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ（再任用職員は0.025月分ずつ）引き上げる。 ・特別職賞与の改定 令和6年12月期から、期末手当を0.05月分引き上げる。 ・会計年度任用職員の給料表の改定 令和6年4月から、給料表を増額改定する。 ・会計年度任用職員の賞与の改定 令和6年12月期から、期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ引き上げる。 ・扶養手当の改定 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>配偶者：現行</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>子：現行</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1万1,500円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>1万3,000円</td> </tr> </table>	配偶者：現行	6,500円	令和7年度	3,000円	令和8年度	廃止	子：現行	1万円	令和7年度	1万1,500円	令和8年度	1万3,000円	<p>総務部 人事課</p>
配偶者：現行	6,500円													
令和7年度	3,000円													
令和8年度	廃止													
子：現行	1万円													
令和7年度	1万1,500円													
令和8年度	1万3,000円													